

株式会社トイテック
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 2月 1日 ～ 令和 6年 1月 31日までの 3年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年2月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布
- 令和3年2月～ 管理職を対象とした研修の実施

目標 2：子どもの出生時における育児休業（男性の子育てを含む）の取得を促進する。

<対策>

- 令和3年2月～ 制度内容等について社内メールなどにより社員に周知
- 令和3年2月～ 管理職を対象とした研修の実施
- 令和3年3月～ 対象となる社員への個別説明の実施

目標 3：妊娠中、休業中及び復職後の社員のための相談窓口を設置する

<対策>

- 令和3年2月～ 相談窓口担当者の選定
- 令和3年2月～ 窓口の設置